

障害者差別解消法って知っていますか？

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人も共に暮らせる社会を目指しています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

- 〈不当な差別的取扱いの具体例〉
- ・受付の対応を拒否する
 - ・本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける
 - ・学校の受験や、入学を拒否する
 - ・障害者向け物件はないと言って対応しない
 - ・保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない

「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、社会やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意志が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

これを「合理的配慮の提供」といいます。

- 〈合理的配慮の具体例〉
- ・障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める
 - ・障害のある人から、「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意志を十分に確認しながら代わりに書く
 - ・意志を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う
 - ・段差がある場合に、スロープなどを使って補助する

問合せ▶困福祉課障害福祉係（☎内線1155）

不妊治療をしている夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費を助成します。

「不妊」とは、妊娠を望む健康な男女が避妊をしないでもかかわらず、1年以上妊娠しない状態をいいます。不妊のカップルは約10組に1組と言われていますが、近年、妊娠を考える年齢が上昇していることもあり、この割合はもっと高いとも言われています。

○対象

以下の項目すべてに該当する人

1. 不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦
2. 申請する夫婦のどちらか一方が申請日の1年以上前から安中市に住所を有する市民
3. 医療保険加入者
4. 市税の滞納がない市民

○対象となる治療費

医師が認めた医療保険診療および医療保険適用外の不妊治療

- ・受診証明書等の文書作成手数料は助成対象外です。
- ・県特定不妊治療費助成事業申請の場合は、治療費から県助成額を除いた額

○補助内容

対象となる治療費の2分の1（千円未満は切り捨て）で、10万円が限度です。

1年度（4月1日から翌年3月31日まで）当たり1回、同一夫婦について通算3回までです。

申請に必要な書類

1. 安中市不妊治療費助成金交付申請書
2. 安中市不妊治療助成事業医療機関受診証明書
3. 医療保険証の写し（夫婦それぞれのもの）
4. 領収書：2の証明書の医療費Cの額と対応する領収書
※原本をコピーしてお返しします。
5. はんこ（朱肉で押印する印）
6. その他 夫婦の住所が別で、本籍地が市外の時には、戸籍謄本が必要です。

申請書類（1, 2）は安中市ホームページ（<http://www.city.annaka.lg.jp/>）からダウンロードもできます。

問合せ▶困健康づくり課保健指導係（☎内線1174）